

御意見の概要	これに対する考え方
(1)事業者がその一般廃棄物の処理を委託する場合について ○事業者が一般廃棄物の処理を委託できる者に産業廃棄物の処理の許可を受けた者も加えられたい。 ○本規定制定にあたり、廃パレットについて、市町村が行う一般廃棄物の運搬、処分及び許可業者の充実等の環境整備が必要である。 (2)廃棄物の広域処理に係る認定に関する事項について ○現行の広域指定業者について、認定制度導入後も存続、又は十分な猶予期間を与えたうえで移行に伴う認定制度の審査を軽減されたい。 ○「得られた熱量」の環境大臣報告について、燃料として使用される物の量でも可能とされたい。 ○広域認定制度の対象者について、製造事業者等以外の者も可能とされたい。 ○申請に係る処理工程で廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合に支障の	→廃棄物処理法において、他人の一般廃棄物の処理を行うためには、一般廃棄物処理業の許可等を受ける必要があり、産業廃棄物処理業の許可を受けた者を対象とすることはできません。 →改正廃棄物処理法が、円滑に施行されるよう努めていきたいと考えています。 →施行後は、既存の広域指定業者について広域認定制度への移行を促す考えですが、移行にあたっては十分な猶予期間の確保と審査の簡素化に努めていきたいと考えます。 →燃料として使用される物の量に一定の係数を乗じて熱量を推計することにより報告頂ければよいものと考えます。 →拡大生産者責任の趣旨に基づき、生産者に引取り・処理を求める場合、又は、適正な引取り・処理と認められる取り組みを生産者が自主的に行う場合は、必要に応じ、広域指定制度等の廃棄物処理法上の業の許可の特例を適用することにより、これらの取組を促進する手法も組み合わせることが適当であるとの平成14年11月の中央環境審議会意見具申を踏まえ、広域認定制度を設けたものであり、現時点で製造事業者等以外の者が行う取組を対象とすることは考えていません。 →申請者に係る責務規定（法第9条の9第6項）の趣旨を踏まえ、申請者は処理の行程

除去等の措置を行うことについて、処理を行った者と申請者の責任の範囲を明確にされたい。 ○ 産業廃棄物の書面による契約書締結が煩雑であり簡素化されたい。 ○ 一般廃棄物と産業廃棄物で広域認定制度の申請を行う場合は、申請も含めて手続きの簡素化をされたい。 ○ 広域（相当数の都道府県）とはどの程度の範囲を示すのか明確にすべきではないか。 ○ 製品として一体的に販売される物は、そのまま工場に回収し、工場で分別後、表皮材について専門の処理業者に委託できるよう願いたい。 ○ 広域再生資格を持つもの同士で共同回収、集積、運送、処理ができるよう願いたい。 ○ 本認定制度に係る手続期間の短縮と書類作成の簡便化について配慮されたい。 ○ 申請の方法は業界団体、組合等で行うことが可能とされているが、その認定は誰に行うものか。 ○ 認定の申請に必要な書類について様式を	全般にわたって適正な処理を確保する必要があります。そのため、認定を受けた者から委託を受けて処理を行う者により不適正な処分が行われた場合であって、当該認定を受けた者に原状回復等の責任を負わせることが適当であるときは、廃棄物処理基準に適合せず処理を行った者と同様に措置命令の対象となります。 → 広域認定制度は地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度であり、委託基準については、従来どおりの規定を遵守していただくこととなります。 → 一般廃棄物と産業廃棄物の広域認定制度については、今般、その審査の基準や申請書類について統一を図ったところであり、申請手続きは合理化され则认为ます。 → 環境大臣が認定する制度であることにかんがみ、複数の都道府県とし、製造事業者等の事業の実態を踏まえて、処理事業の範囲が適切か判断することとしています。 → 製品と一体的に販売されるものも製品に含まれ、その製品について製造事業者等が回収して処理を行う取り組みについても広域認定制度の対象とすることは可能と考へます。 → 共同で申請することは可能ですが、それぞれの申請者が広域認定制度の基準に適合する必要があります。 → 認定に関する標準処理期間は90日以内とする予定です。省令に定める書類を提出いただくこととなります。 → 業界団体、組合等による申請者の対象については、製造事業者等で構成された法人を意図したものであり、認定の対象は当該法人となります。 → 認定の申請に関するマニュアルを作成す
---	--

定めて頂きたい。 ○対象となる廃棄物の処理の行程について明確にされたい。 ○製造業者等は、同種の製品について処理ノウハウを有することから、自社製品以外の同業種の他社製品も対象にされたい。 ○広域認定制度の導入に当たって、産廃業者の格付け制度も必要 ○広域認定制度の申請者が法人の場合に、役員の住民票、定款及び登記簿謄本の添付について不要とされたい。 ○使用済製品等の産業廃棄物については、積替え及び保管について規制を緩和し、一般配送物と同じ動脈ルートを利用できるよう配慮願いたい。 ○使用済製品等の産業廃棄物については、省令の中で「産業廃棄物」ではなく「再生利用目的物」等の名称で定義されたい。 ○製品が廃棄物となったものについて、製造事業者等が他人に委託し広域処理の特例を適用することは、市町村の処理責任が曖昧になり、不法投棄を増大させるため反対。	る予定であり、その中で定型化できるものは様式を示したいと考えます。 →本制度の対象については、申請者の事業計画に定める処理の行程について、認定の対象の範囲とすることになります。 →本制度においては、製造事業者等が同業種の他社製品が廃棄物となったものを含めて処理する行為も対象となります。 →産業廃棄物処理業者の優良化に関しては、広域認定制度とは別に環境省としても検討を進めていくこととしています。 →広域認定制度の申請者が欠格要件に該当しないこと等を確認するために必要な書類です。 →広域認定制度は地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度であり、積替え及び保管については、従来どおりの規定を遵守していただくこととなります。 →再生利用目的物であっても、廃棄物処理法上の産業廃棄物であれば、省令においては「産業廃棄物」の名称を用いることとなります。 →広域的に行うことによって廃棄物の減量その他適正な処理に資すると認められる廃棄物の処理については、従来から、廃棄物処理法施行規則第2条第3号、第10号及び第11号、第2条の3第3号、第7号及び第8号、第9条第3号並びに第10条の3第3号に基づく環境大臣指定制度により、製造事業者等による自主回収及び再生利用が行われてきましたが、この指定制度について、不適正処理が起きたときの責任の所在の明確化し、特例を受けた者に対する処理基準の適用、改善命令の適用、帳簿の記載及び保存の義務付け等を可能にするとともに、不適正処理が行われた場合には状況に応じ、処理を委託した認定業者
--	---

(3)産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に関する事項（法第15条の2の4関係） ○一般廃棄物の廃油を追加し、廃油の焼却施設を追加すべき。 ○一般廃棄物の動物もしくは植物に係る固形状の不要物を追加し、その堆肥化施設を追加すべき。 ○「廃駆除剤、廃酸、廃アルカリの焼却施設」と「安定型産業廃棄物最終処分場」を対象に追加すべき。 ○一般廃棄物のガラスくず及び陶磁器くずを追加し、その破碎施設を追加すべき。 ○一般廃棄物の木くずを追加し、その炭化、木質ボード、木質系の堆肥、サーマルリサイクル施設等を追加すべき。	も措置命令の対象となるよう、法律に基づく環境大臣の認定制度として制度化したものです。 なお、広域認定制度の対象となった一般廃棄物については、製造事業者等が製品が一般廃棄物となったものを自主回収し広域的処理に取り組むことにより行われることとなりますが、これらの広域的処理についても市町村の監督・監視体制の中で処理されることには変わりはありません。 →廃油については、一般家庭から日常的に排出、分別収集され、焼却される形態が想定されないため、本制度の対象とはしていません。なお、油についてはむやみに廃棄するよりも使い切ることで排出を抑制することが適当と考えます。 →動物又は植物に係る固形状の不要物の堆肥化施設は、産業廃棄物処理施設に該当しないため、本制度の対象にはなりません。 →廃酸、廃アルカリ、廃駆除剤については、一般家庭から日常的に排出、分別収集され、焼却される形態が想定されないため、本制度の対象とはしていません。安定型産業廃棄物最終処分場については、一般廃棄物の最終処分場として必要な設備を備えていませんので、本制度の対象にはなりません。 →ガラスくず及び陶磁器くずの破碎施設は、産業廃棄物処理施設に該当しないため、本制度の対象にはなりません。 →木くずの焼却施設(炭化施設を含みます。)は、今回の特例制度の対象となっております。木質ボード、木質系の堆肥化施設は、産業廃棄物処理施設に該当しないため、本制度
---	--

○一般廃棄物処理施設から発生する燃え殻、ばいじん、金属くず等を追加し、その焼却施設（溶融施設）を追加すべき。 ○産業廃棄物の種類について全品目を対象とされたい。特に汚泥の焼却施設について処理品目に加えられたい。 ○セメント工場において廃プラの熱回収を行っており、廃プラの熱回収を処理品目に追加されたい。 ○管理型産業廃棄物処分場の逼迫状況、市町村の最終処分場整備のインセンティブ低下、都市部で発生した一般廃棄物の地方の管理型最終処分場への流入の懸念があるため、管理型産業廃棄物最終処分場については、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターが設置したものに限定されたい。	の対象にはなりません。 →一般廃棄物処理施設から発生する燃え殻やばいじんについては、ダイオキシン類や重金属等の含有量等の観点からみて、産業廃棄物の焼却灰や燃え殻と一律に同様の性状であると判断することができないため、特例措置の対象外としています。 なお、金属くずの溶融については、そもそも焼却の概念にあたらないため、産業廃棄物処理施設に該当するものがなく、本制度の対象にはなりません。 →本制度は、中央環境審議会の意見具申において、物の性状に応じた効率的な処理・リサイクルを促進する観点から、同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設の設置の許可取得について、制度の合理化を行うことが適当とされたことを受けて措置したものであり、産業廃棄物の全品目を対象とすることはできません。 一般廃棄物の汚泥として想定される浄化槽汚泥の焼却について、し尿処理施設で処理することとされており、し尿処理施設には、産業廃棄物である汚泥の焼却施設の許可要件よりも厳しい基準が適用されることとなっているため、汚泥の焼却施設を対象とすることは考えていません。 →セメント工場が、産業廃棄物である廃プラの焼却施設の設置許可を取得し、熱回収を行っている場合は、特例制度の対象となります。 →本制度は、中央環境審議会の意見具申において、物の性状に応じた効率的な処理・リサイクルを促進する観点から、同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設の設置の許可取得について、制度の合理化を行うことが適当とされたことを受けて措置するものであり、管理型最終処分場については、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の構造や維持管理の基準が同じであるため、廃棄物処理施設の設置に関する生活環境調査の実施等の手続きについて
--	---

○ 産業廃棄物処理業許可証でも可能とされたい。 ○ 届出の受理後に業の許可申請することもあるので、許可証等の添付を不要とされたい。 ○ 届出書や受理書について様式で定められたい。 ○ 業を営まない自社処理施設において、届出書に添付する書類に処理業の許可証を添付することを不要とされたい。 ○ 他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限るとあるが、いつの段階で分別収集されたものが対象になるのか。 ○ 一般廃棄物の市町村処理責任や産業廃棄物の不法投棄の現状を見れば、一般廃棄物を産業廃棄物として処理することは反対である。	2度求めることは不合理であることから、当該処分場で処分する産業廃棄物と同様の性状である一般廃棄物について本制度の対象としています。 なお、特例措置が設けられることによって、一般廃棄物の処理に関する市町村の責任が変化するものではなく、市町村自らが最終処分場の整備を行うこと等により、一般廃棄物の処理に必要な最終処分場を確保しなければならないことが変わるものではありません。 → 今回の法改正後も、一般廃棄物及び産業廃棄物の区分やその処理責任については変更がなく、一般廃棄物については市町村の処理責任の下で処理が行われるものであるため、一般廃棄物を業として処理することが可能な者であることを届出時に確認するものであり、省略することや産業廃棄物処理業許可証をもって代えることはできません。 → 一般廃棄物の処理に関する事務は自治事務であるため、本届出書や受理書の様式は市町村が定めることとなります。 → 自社処理の場合は、届出書に添付すべき書類は不要とします。 → 産業廃棄物処理施設に搬入する以前に他の一般廃棄物と分別されたものが特例の対象になります。 → 改正廃棄物処理法の施行後も、一般廃棄物は市町村責任の下で処理されるものであり、変更はありません。これまでと同様に一般廃棄物処理計画に従って処理されるものです。 なお、本制度については、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を処理する場合に、その処理する施設の構造基準や維持管理基準が同じであるにもかかわらず、
--	--

○汚泥の不法投棄の現状から、管理型産業廃棄物最終処分場に一般廃棄物の汚泥を対象とすることに反対する。 (4)産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物のうち保管上限の規制を受けるものについて（令第6条第1項第2号ロ（3）等の環境省令で定める一般廃棄物） ○本規制の対象となる廃棄物について、法第15条の2の4の特例の対象となる廃棄物のみが対象となるのか。	一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の設置に関する許可手続を二重に求め、生活環境影響調査等をさせることは合理的ではないとの観点から、産業廃棄物処理施設において処理することのできる産業廃棄物同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを当該産業廃棄物処理施設において処理する場合に、都道府県知事等に届け出ることによって、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができるとしたものであり、一般廃棄物についての処理責任を変更するものではありません。 →御意見も踏まえ検討した結果、汚泥については、代表的な一般廃棄物の汚泥である浄化槽汚泥について、し尿処理施設で処理することなどが義務づけられていることを踏まえ、対象外としました。 →本規制の対象となる廃棄物は、法第15条の2の4の特例制度の対象となる一般廃棄物です。 なお、本規則は廃棄物処理施設の設置許可を受けているか否かにかかわらず、全ての産業廃棄物処理施設が対象となります。
---	--